

Title	資金融通の性質と利子歩合との関係 ( 上 )
Sub Title	
Author	高城, 仙次郎
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1918
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.12, No.8 (1918. 8) ,p.1140(112)- 1160(132)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	<a href="https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180801-0112">https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19180801-0112</a>

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

### 資金融通の性質と利子

#### 歩合との關係 (上)

高城仙次郎

##### 第一節 利子歩合の高低を標準

###### とせる資金融通の種類

資金の融通は個人と銀行、個人と個人、銀行と銀行、個人と政府、政府と政府、個人と會社、會社と銀行等の間に於て行はれ、其形式も或は普通貸借、手形割引、預金、公債、社債、債券の發行及び其他に分たれ、又期間も長期なるあり、短期なるものあるのみならず、更に債務者が債權者に擔保を提供する場合と提供せざる場合との別ありて、廣義に於ける貸借の種類は枚舉に遑あらずと云ふを妨げざるなり。而して、

各種の貸借に伴ひて授受せらるる利子は其貸借の條件及び事情に従ひて其率を異にするの常なれば、實際に行はるる利子歩合も亦其數頗る多し。されど、各々其率を異にせる此多數の利子歩合を比較するに、總ての貸借は三種に大別するを得るが如し。三種とは曰く、(第一)所謂預金、(第二)公債、社債、債券等の形式に依る資金の貸借、(第三)所謂貸付即ち是れなりとす。余が此分類を試みる爲めに假りに比較せし利子歩合は大正七年一月中東京市に於て行はれしものなり。左に掲ぐるは即ち此比較に用ひし歩合表なりとす。

貸借の種類	大正七年一月平均利率
當座預金	〇・二五
特別當座預金	〇・四二
郵便貯金	〇・四八
三十一回勸業債券(利廻)	〇・四九
第一回四分利公債(利廻)	〇・五〇
第二回四分利公債(利廻)	〇・五〇

普通貯金	〇・五〇
定期預金	〇・五二
甲號五分利公債(利廻)	〇・五三
特別五分利公債(利廻)	〇・五三
長崎港灣公債(利廻)	〇・五六
富士紡社債(利廻)	〇・五九
日本製鋼社債(利廻)	〇・五九
大阪築港公債(利廻)	〇・六〇
横濱水道公債(利廻)	〇・六〇
神戸水道公債(利廻)	〇・六〇
手形割引	〇・六四
鐘紡三回社債(利廻)	〇・六五
手形貸付	〇・六六
當座預金貸越	〇・七〇
證書貸付	〇・七三
不動産貸付	一・〇九

備 考

一、本表中、當座預金、特別當座預金、普通貯金、定期預金、手形割引、手形貸付、當座預金貸越並に證券貸付の利子歩合は大正七年六月十三日發行「官報」第一七五八號一三頁所載の大藏省の調査に係る同年一月中全國金利率表中東京市に關する月平均率に據る。

二、此内當座預金、手形割引、手形貸付、當座預金貸越の利

子は元來日歩なるも、比較を便にする爲めに年利に換算せり。但し手形割引歩合の換算に在りては手形の期限を九十日と看做し、此日數に對する日歩の合計をば額面より差引きたる殘額を以て此日歩の合計を除して、九十日間の實際歩合を求め、更に之に四を乗じて、年利を計算せり。他の日歩は總て三百六十五日を乗じて、年利に換算せり。

三、本表掲出の諸種國債、市債、社債及び勸業債券に對しては公稱利子を用ひずして、利廻を探ることとせり。如何となれば、利廻は公稱利子よりも一層正確に有價證券の所有より生ずる所得の歩合を反映するものなればなり。

四、此利廻は「銀行通信錄」大正七年一月號一七七頁所載の大正七年一月十二日に於ける各當該有價證券現物賣買中値より前期利拂より同月十日迄の未拂利子を差引きたる殘額に基きて計算せり但し鐘紡社債のみは同年二月の相場に據る五、不動産貸付利子は日本勸業銀行の調査に係る大正六年十一月中の「全國不動産抵當貸付金利調」に據る。此調査に載する歩合は府縣別なるも、假りに東京市に於ける金利の平均が東京府全部の平均と同一なりと看做して本表には東京府の平均歩合を收録せり。尙ほ、大正七年一月に對する不動産抵當貸付歩合を確むることを得ざりしを以て、其二ヶ月以前なる大正六年十一月の統計に據らざるを得ざりしは遺憾なるも、此種の利子歩合は手形割引歩合の如く急激に變動するものに非ざるを以て、本表に載せたる平均は略ぼ

事實と合致するものなりと看ることを得んか。

右表に示せる二十二種の利子歩合中、大體に於て各種預金の利子歩合は最も低く、貸付歩合は最も高く、有價證券の利廻は中間に位せり。此三種の貸借に於ける最高及び最低歩合を比較せば左の如し。

預金利子	最低	〇・二五
	最高	〇・五二
證券利廻	最低	〇・四九
	最高	〇・六五
貸付利子	最低	〇・六四
	最高	一・〇九

斯くの如く、預金利子の最低は二分五厘、最高は五分二厘、證券利廻の最低は四分九厘、最高は六分五厘、貸付利子の最低は六分四厘、最高は一割九厘なるを以て、大體に於て預金利子の最高は證券利廻の最低と一致し、證券利廻の最高は貸付歩合の最低と伯仲せり。換言すれば預金利子歩合の終る處に證券利廻始まり、證券

利廻盡きる處に貸付利子現出すると云ふを妨げざるなり。

以上は大正七年一月中東京市に於て行はれたる利子歩合に就きて述べたるものにして、之を直ちに他の地方又は他の時に適用すること能はざるは勿論なりとす。されば、上述の現象が如何なる程度迄普遍性を帯べるかを檢する爲めに余は更に夫れより五年前なる大正二年一月並に十年前なる明治四十一年一月に於ける東京歩合に就きて利用し得る材料の範圍内に於て不完全ながら比較を試みたり。左表は前表と同じく最も低きものより順に列舉せる歩合表なりとす。

貸借の分類	大正二年一月の平均歩合	明治四十一年一月の平均歩合
當座預金	〇・三七	〇・三三
郵便貯金	〇・四二	〇・五四
第一回四分利公債(利廻)	〇・四八	—
第二回四分利公債(利廻)	〇・四八	—
特別當座預金	〇・四九	—

普通貯金	〇・五三	〇・五二
二十一回勸業債券(利廻)	〇・五三	〇・五二
甲號五分利公債(利廻)	〇・五四	〇・五五
特別五分利公債(利廻)	〇・五四	—
整理公債大券(利廻)	—	〇・六〇
三十一回勸業債券(利廻)	〇・五五	—
長崎港灣公債(利廻)	〇・五九	〇・六五
定期預金	〇・六一	〇・五五
神戸水道公債(利廻)	〇・六一	〇・六六
大阪築港公債(利廻)	〇・六一	〇・六六
富士紡社債(利廻)	〇・六二	—
日本製鋼社債(利廻)	〇・六五	—
横濱水道公債(利廻)	〇・六八	—
第二回鐘紡社債(利廻)	〇・六八	—
手形割引	〇・八七	〇・八八
當座預金貸越	〇・八七	〇・九〇
銀行貸付	〇・九〇	〇・九二

備考

一、銀行利子歩合は左の如く『官報』所載の金利表に據る。  
大正二年一月の歩合 大正二年四月七日發行の『官報』  
明治四十一年一月の歩合 明治四十一年四月十七日發行の『官報』

二、日歩を年利に換算せること前表に同じ。

三、有價證券利廻計算法は前表に對して用ひたる方法に準ず  
四、此利廻計算に用ひたる市價は左の如く『銀行通信錄』所載東京市場現物賣買中値に據る。  
大正二年一月の相場 『銀行通信錄』大正二年一月號所載同月十一日相場。  
明治四十一年一月の相場 同誌明治四十一年一月號所載同月四日の相場。  
右表に就きて之を觀るに、明治四十一年一月の利子歩合は大正七年一月の歩合の如く、截然(第一)預金利子、(第二)證券利廻、(第三)貸付利子の三種に區別することを得るも、大正二年一月に行はれたる此三種の利子間に於ける境界線は多少明確を缺く憾なきに非ず。左に示すは以上三期に於ける各種利子の最高並最低歩合の比較表なりとす。

預金利子	最低	〇・二五	〇・三七	〇・三三
	最高	〇・五二	〇・六一	〇・五五
證券利廻	最低	〇・四九	〇・四八	〇・五五
	最高	〇・六五	〇・六八	〇・六六

貸付利子	最低	〇・六四	〇・八七	〇・八八
	最高	一・〇九	〇・九〇	〇・九二

右表に示すが如く、大正七年一月並に明治四十一年一月の兩期に於ける三種の貸借間に存する利子歩合の境界線は明確なるも、大正二年一月に在りては、此境界は稍々混亂状態を呈せり同期に於ても、預金利子の最低は各種利子歩合中の最低率にして、貸付利子の最高は同時に總ての歩合中の最高率なるのみならず、貸付利子の最低率たる八分七厘は證券利廻の最低率たる六分八厘に比して一分九厘の上鞘を呈せるも、預金利子の最低率は六分一厘なるに、證券利廻の最低率は僅々四分八厘にして、前者に對して却つて一分三厘の下鞘を示せり。而かも此一例外を除けば、前表に掲出せる三期の利子歩合の比較は歩合を標準として利子を三種に大別するを妨げざるが如し。勿論、此比較たるや東京市

に關してのみ行ひたるものなるを以て、叙上の推定は直ちに之を他市又は他國の状態に適用すること能はざるも、以上の統計は貸借が概して三種に分たれ、従つて利子歩合が各種の貸借間に於て等差を呈するものなることを證明せりと云ふことを得んか。

然らば何故に預金の利子歩合が最も低く、貸付利子歩合が最も高く、證券利廻が其中位を占むるか。是れ吾人の次に知らんと欲する所なりとす。

### 第二節 貸付歩合は何故高きか

三種の貸借間に於て利子歩合の高低を生ずる原因を闡明するに當りて、吾人は先づ便宜上貸付利子歩合が他種の歩合に比して高率に定めらるゝ事情を説明せんと欲す。凡そ資金の用途が所謂生産的事業の新設或は擴張に在るなるか將た又不生産的消費に存するを問はず、總ての資

金需用者は個人と政府、會社等の法人との二種に大別するとを妨げざるが、所謂貸付資金の融通を仰ぐ者は此内個人と短期又は少額の融通資金を要する法人のみなりとす。蓋し法人にして長期に亘りて巨額の資金を要するときは、政府ならば公債を募集し、銀行會社に在りては社債を公募するか或は増資の方法を探る可ければなり。而して、上記兩種の貸付資金需用者は普通比較的の高率の利子を提供し得るか若しくは提供せざるを得ざる地位に立てり。先づ個人に就きて之を觀るに、貸付資金の需用は普通満期となれる舊債務の決済か、或は有利事業の新計畫又は擴張か、或は運轉資金の一時的必要か、或は燃ゆるが如き消費欲を充足する爲めに生ずるものなるを以て、多くの場合に於て高率の利子を支拂ふことを躊躇せず。蓋し債務の決済を怠らば、債務者に對する世間の信用地に墜ちて、縦令破

産の悲運を免がる、場合に於ても、將來に累を及ぼすこと尠からず。又、有利の事業に要する資金に對しては事業家は事業利潤率を超過せざる限り、高率の利子を辭せざるは勿論なり。如何となれば、或る一新事業の利潤が投資額に對して少くとも年二割に上ると豫想されたる際に於て、企業家が必要資金を年一割五分以下にて借入を行ふこと能はずとするも、尙ほ此高率の利子を拂ひて資金の融通を仰ぐは利子が高率に過ぐると稱して全然借入を中止するに勝れるを以てなり。更に、全く不生産的消費を目的として貸付金の融通を仰ぐ場合に於ても、其消費欲旺盛なれば、利率の高きことが往々にして債務者の深く顧慮する問題に非るは吾人の屢々目撃する所なりとす。換言すれば、上記孰れの場合に在りても、借手の價值時差頗る高く、従つて高率の利子を支拂ふを厭はざるなり。

斯くの如く個人の資金需用者は其の價值時差高きが故に、高率の利子を提供することを辭せざる者なるも、さればとて若し資金の供給者にして低率の利子に甘ずる者あらば、決して好んで高率の利子を支拂ふことなきは茲に贅するを要せず。假りに、或る個人の資金需用者が年一割の價值時差を有せる際に資金の一供給者が年五分の利子を以て貸付に應ずるとせば、貸借契約は立所に五分にて締結せらる可し。されど、資金の供給者は個人に對して比較的高率の利子を要求するの傾向あり。蓋し利子は資金の貸與に對する使用料以外に、貸借上の危険より生ずる損失を豫想的補償として若干の保険料並に——別に手数料を徴収する場合を除き——貸借事務に伴ふ手數に對する報酬を含むものなるが、銀行其他の資金の供給者が個人に對して、貸付を行ふに當りて、假令資金其物の使用料が低き場合

に於ても、個人に對する貸借は金額少きを常と爲すが故に、貸借の手數は金額に比して多く、且つ多少の例外はあれども、個人は法人に比して信用薄きが故に、比較的高率の保険料を要するを以て、貸付者は個人より高き利子を徴収するに至るなり。勿論、貸付者が高率の利子を要すればとて、借手の價值時差が夫れ以下なれば貸借契約は成立せざる可し。貸借の行はるゝは借手の價值時差が貸手の要求する利子歩合よりも高き場合に限らるゝものにして、實際の契約利子の歩合は此兩者の中間に於て資金の需給の一致する點に定まるものなりとす。

以上は個人が資金を借入れる際に於て利率の定まる事情を説明せるものなるが、次に政府又は銀行會社等の法人が資金の需用者たる場合に就きて之を觀るに、假令資金需用の原因が何たりとも、法人は通例個人に比して世間の信用高

ければ、個人と同率の高き利息を支拂ふを要せざれば、長期に亘りて多額の資金を必要とせば公債又は社債公募の方法に依りて之を調達するを常とす。されど、短期間少額の資金を要する際に此方法に依るは却つて不利なるか或は事急にして公私債募集の違なきときは、短期借入を行ふことあり。此際には縦令歩合としては高率に上るも、金額少く且つ期間短き結果として、實際に支拂はるゝ利子は金額としては僅少なるが故に、此種の借手と雖も往々比較的高率の利子を支拂ふを辭せざることあり。

更に法人に對する資金の供給者に就きて之れを觀るに、債務者は世間の信用厚き者なれば、高率の保険料を徴収するの必要なければども、尙ほ貸付に伴ふ手數は金額が少き爲め比較的少ければ、稍々高き利子歩合を要求せざるを得ず。

されば、孰れの場合に在りても、貸付歩合は價值時差の比較的高き資金の需用者より要求せらるゝものなるを以て、自ら高く定めらるゝに至るなり。

斯くの如く貸付歩合は高率に定めらるゝの傾向を有するものなるも、貸借の事情及び條件に依りて、其の率の一樣ならざるは勿論なり。概して擔保付貸借の利子は無擔保貸借の利子に比して其率低し。是れ前者に在りては、若し債務者が其債務の履行を怠りたりとするも、債權者が擔保物件を處分して損失の一部分若しくは殆んど全部を償ふことを得る爲めに、利子歩合中に含まるゝ豫想補償率は高く定めらるゝの必要なければなり。

又、銀行と個人との間に於ける貸借の歩合は通常個人と個人との間にて取引せらるゝ利子の割合よりも低し。目下東京市に在りては前者が

概ね一割以下なるに反し、後者一割以上にして往々二割、三割を越ゆることあるが如し。銀行が個人の資金供給者に比して低利を以て貸付を行ふは次の原因に基くものなる可し。

(一) 銀行の運用する資金は低利にて預金主より預かりたるものなるか、或は同じく低利にて發行せし債券の賣揚なれば、個人の金融業者の如く高率の純利子請求するを要せず。

(二) 銀行は競争上出來得る限り貸付利子を低下するの必要あり。

(三) 銀行の運用する資金は主として預金又は債券の賣揚にして株主以外の債権者の所有に係るものなるを以て、貸付を行ふに當りて高利を支拂ふことを辭せざるも信用の程度低き債務者よりも高率の利子を提供せざるも比較的に安全なる借手を常に擇ばざる可からず。

(四) 此理由に依り、銀行の營業に對する政府

の監督は、假令多くの場合には或は單に形式上に止まるのありとするも、少くも表面上に於ては稍々嚴重なり。

(五) 以上の原因の爲め、銀行より資金の供給を仰ぎ得るもの、又、實際に仰ぎつゝある者は概ね世間の信用比較的厚き、相當の支拂能力を備へたる者なり。銀行以外の金融業者又は他の個人より資金の供給を仰ぐ者は多く銀行より其供給を受くの資格を有せざるを常とす。

此等の事情の爲め、個人對銀行の貸付歩合は個人對個人の貸付歩合より低く定まるものなるが、銀行の貸付歩合自身に於ても貸付の性質を異にするに従ひ等差あり。例へば、前表(第一節)に示したるが如く、大正七年一月に在りては手形割引は六分四厘、手形貸付は六分六厘、當座預金貸越は七分、證券貸付は七分三厘の歩合を維持せり。斯くの如く手形割引が此四種の

貸付中最低率にて行はるゝは、銀行の割引する手形は短期なるが故に比較的多くの手数を要するも、通常確實なる會社、商會又は個人に振出されたるものなるを以て、貸借に伴ふ危険少なく、且つ一旦割引せる手形は資金の必要上之を再割引に付するの便宜あるが故なりとす。

次に、手形貸付の歩合が手形割引に比して稍々高きは前者に在りては手形再割引の便宜あれども、後者に於ては手形を擔保に預かりたるものなれば、其手形を利用すること能はざるを以てなり。更に、當座預金貸越の歩合が手形貸付の歩合よりも高きは銀行は當座預金の貸越に對して擔保を徴するの常なれど、其擔保物は普通商業手形の如き容易に處分し得るものに非ざるのみならず、此制度は不徳又は不謹慎なる預金主に依りて濫用せらるゝの虞れあるを以て、此種の貸付は手形貸付に比して危険の程度高く、

且つ預金貸越は普通當座預金の引出と同じく小切手を以て行はるゝものなるが故に、銀行に取りては他種の貸付に比して多くの手数を要するが爲めなる可し。又、證券貸付即ち公債、株券、社債券等の有價證券を抵當とする貸付の利子が當座貸越に於けるよりも稍々高率に定めらるゝは(一) 抵當物件の性質より之れを論ずれば、前者は必ずしも後者よりも危険多き貸付には非ざるも、當座預金貸越が普通數ヶ月又は數週間と云ふが如き短期間行はるゝものなるに反し、證券貸付は夫れよりも、長期に亘るを常となすを以て、資金が固定され且つ危険の程度自ら高しと思惟せらるゝ故なる可し。

此以外に、銀行の行ふ不動産貸付の歩合は上記諸種の貸付に比して遙かに高率なるを常とせり。是れ一は此種の貸借は短かきも一ヶ年、長きは數ヶ年又は十數ヶ年の期限を有する結果と

して、資金が固定せらるゝの虞れあると、一は債務が完全に履行せられずして、抵當物件を處分して損失を補填するに當りて、不動産は其性質上手形又は他の有價證券よりも遙かに處分し難きものなるに由り、債權者が豫じめ此種の貸付に對して高率の保険料を要求するに基くものなりとす。(註)

註 ヨーロンの日歩は他の貸付歩合よりも多少複雑なる性質を備へたるものなるを以て、別に後段(第六節)に於て説明せんと欲す。

個人間の貸借歩合は最低年一割内外より十割割に上ることあれど、之に關する正確なる統計を入手すること能はざりしを以て、夫れに關する説明は他日に譲れり。

### 第三節 預金利子は何故低きか

前節に於て貸付利子の高率に定めらるゝ理由に對して聊か説明を試みたるが、凡そ高低の問題は比較觀念より發生するものなるを以て貸付利子の高き理由も預金利子の低率に定まる原因

を對照して始めて明瞭と爲るなり。是れ吾人が今や進んで預金利子が何故に貸付利子に比して低率を維持するものなるかを闡明せんと欲する所以に外ならず。

此理由を説明するに當りて、吾人は先づ預金主が何故に低率の利子に満足するかを明かにし然る後預金を受くる者が高率の利子を支拂ふことを欲せざる理由に論及せんと欲す。諸種の商業銀行、貯蓄銀行又は郵便貯金局の預金主は大別して企業家と非企業家との二種に大別することを得るものなるが、兩者共に常に或は時として多少の遊金を所有する者なりとす。企業家に在りては製造品又は商品の賣揚金、或は運賃若しくは諸種の報酬収入は早晚原料又は機械の代金又は使用人の賃金、租税等の支拂に充てらる可きものなるも、其支拂の時期が切迫せざるが爲めに、數日若しくは數週間に亘りて諸種の收

入金が不用なることあり。斯くの如き際に若し銀行なかりせば企業家は其遊金を金庫に徒らに蓄藏するならんも、銀行制度の行はるゝ處に在りては之を銀行の保管に委託して、盜難紛失等より生ずる損失を免がるゝのみならず、往々にして、僅少なりとも利子を銀行より受くることを得るなり。

又、不動産の賃貸料、公私債株券の収入、或は俸給賃銀恩給等に依りて衣食する非企業家も生計費が収入よりも少額なるが爲めに、月々多少の剰餘金を有することあり。此剰餘金にして直ちに有價證券又は不動産等に有利に投資し能ふ金額に達せざるときには毎月の超過収入を蓄積して相當の金額に上りたるるとき始めて之を放資する者少からず。即ち此等の投資者は其積蓄期間に於て多少の遊金を所有せるものにして、是れ又企業家と同じく商業銀行に當座預金とし

てか或は又特別當座預金として之を預入するの常なり更に、所謂労働者等の如く少額所得に依りて衣食せる者の中には剰餘所得をば有價證券等に放資し得ることを知らざる者尠からず。又、知れるも、之を實行することを欲せざるものあり。此等は概ね永久的に貯蓄銀行又は郵便貯金局の顧客たるに満足せり。

斯くの如く、預金は預入者の一時的又は時として永久的の遊金の寄託に依りて成り立つものなるが故に、或る一定額を銀行又は郵便局に預入せんとせるときは預金主の價值時差は頗る低くして、往々零點に近きことあるのみならず時には全く存在せざることすらあり。従つて預金主は其預金に對して高率の純利子を欲せざるは勿論、時として何等の利子を要求せざるのみならず、銀行が無手数料にて遊金を保管することを寧ろ一種の恩惠とも思惟する者なきに非

ざる可し。

次に、預金主は其預金に對して高率の保険料の支拂を期待せざるのみならず、多くの場合には殆んど何等の保険料を要求することなきが如し。蓋し、人が自己の遊金を他人の保管に任ずるに際しては最も確實安全なりと信ずる銀行を擇ぶ可きに由り、預金元利の支拂に就きて殆んど何等の懸念を有せざる可きを以てなり。

更に、銀行が多くの個人に對して貸付を行ふ場合には逐一借手の財産、収入、信用、業務等に就き調査を遂ぐる以外に、抵當物件の性質、價額等に關しても綿密なる詮議を遂ぐる等種々煩瑣なる手續を要する結果として、各貸付に對しては若干の手續料をば利子中に計上する必要あれども、遊金を懐ける者が始めて之を或る銀行に預入するに當りては郵便局又は單に確實なりとの世評ある銀行に其金子を持參して預入を

申し込むの手續を要するのみにして、其後は唯之を繰返すに止まるに過ぎざるを以て、殆んど何等の手續料を要求す可き理れなきなり。

斯くの如く、預金主の要求する純利子歩合頗る低く、保険料及び手續料に至りては預金主の殆んど問題とせざる所なりとす。従つて預金主の側より之を觀れば、預金の利子は低率に定めらる可き性質を有せり。

然りと雖も、縦令預金者が低率の利子を以て満足するとするも、假りに銀行又は郵便局に於て高率の利子を支拂ふとせば、預金者が之を拒絶するが如きことなきは勿論なるを以て、預金利子は當然高く定めらるゝに至る可し。而かも實際には低率の歩合の行はるゝは何故なるか。曰く、銀行等が高率の預金利子を支拂ふこと能はざるか、或は欲せざるが爲めなり。若し果して然らば其理由は如何。

一、預金利子歩合は貸付歩合に依りて制限さる。日本銀行、勸業銀行、正金銀行等の特種銀行は姑らく措き、普通商業銀行の主なる業務は一方に於て預金制度に依りて資金を吸収し、此資金を他方に貸與ふるに在りて、其利益の大部分は預金主に支拂ふ利子と債務者より受取る利子の差額より成るを常とするものなるを以て預金利子は當然貸付利子よりも低率に定めざるを得ず。而かも銀行の收得する利子と支拂利子との差額は全部銀行の利潤となるものに非ずして、之より更に營業費並に租税等が控除せらるゝが故に、相當の配當を行はんとせば、勢ひ預金利率と貸付利率との間に少からざる等差を維持するの必要あり。

二、斯くの如く銀行は預金利子を貸付利子よりも低率に定むる必要あるものなるが、貸出に要する資金を吸収する爲めには競争上預金利子を

ば利鞘の採算上損失を招かざる範圍に於て高率に定めざるを得ず。而かも、各市中銀行は世間の信用を維持する必要上他行に比して著しき高利を提供するを躊躇するの常なり。蓋し世人は高率の預金利子を公告する銀行をば猜疑の眼を以て觀るの傾向あるを以てなり。

三、市中銀行の預金歩合は中央銀行の割引歩合に依りて制限さる。上述の如く、市中商業銀行の預金歩合は貸付歩合に對して常に多少の下鞘を維持するものなるが、若し歩合が暴騰せば預金歩合も亦之に連れて著しく昂騰するものなるか。曰く、然らず。商業銀行が資金の缺乏を感じなば、預金利子歩合を引上げて、之を吸収することを得るものなるが、此引上の程度は中央銀行の割引又は貸付歩合に依りて制限せらるゝの傾向を有せり。例へば、假りに一定額の資金を要する者が一割四五分に上る高利を提供せ



るとき銀行に於て資金の餘裕なければ、年一割の利子を以て預金を吸収して、之を貸與し相當の利潤を收め得可しとするも、若し此際中央銀行より年七分にて所要資金を借入るゝことを得ば、銀行は當然預金利子を引上げて迄も資金を吸収する方法を採らずして、中央銀行に融通を仰ぐ可し。従つて商業銀行の支拂ふ預金利子は中央銀行の公定割引歩合を超過すること殆んどなし。左に擧ぐるは明治二十六年以後に於ける日本銀行割引日歩の各年平均と東京市中に於て行はれたる各年の最高當座預金日歩並に同じく最高の定期預金利子の對照表なりとす。定期預金の利子は年利にて計算せらるゝを常とすれど、茲には比較を便にする爲め年利を日歩に換算せり。

年次	日本銀行割引日歩の各年平均	東京市中當座預金日歩の最高率	東京市中定期預金日歩の最高率
明治二十六年	一・四七	一・二一	一・二九
大正元年	同	同	同
大正二年	同	同	同
大正三年	同	同	同
大正四年	同	同	同
大正五年	同	同	同
同 二十七年	一・九八	一・二五	一・五〇
同 二十八年	二・〇一	一・二三	一・六二
同 二十九年	一・九三	一・三一	一・六六
同 三十年	二・〇六	一・五〇	一・七六
同 三十一年	二・三一	一・八四	二・〇一
同 三十二年	一・七五	一・七九	一・八一
同 三十三年	二・二四	一・八〇	一・九七
同 三十四年	二・四〇	一・八二	二・〇七
同 三十五年	二・〇八	一・七九	一・九三
同 三十六年	一・六二	一・六〇	一・六四
同 三十七年	一・七一	一・六〇	一・五七
同 三十八年	二・〇一	一・七〇	一・六三
同 三十九年	一・九〇	一・七〇	一・五九
同 四十年	一・八二	一・八〇	一・五三
同 四十一年	二・〇〇	一・九〇	一・六九
同 四十二年	一・七九	一・七〇	一・五六
同 四十三年	一・三二	一・三〇	一・二七
同 四十四年	一・三五	一・五〇	一・二三
大正元年	一・六三	一・八〇	一・四九
大正二年	一・八〇	一・八〇	一・七〇
大正三年	一・九〇	一・八〇	一・七二
大正四年	二・〇〇	一・八〇	一・四八
大正五年	一・七六	一・五〇	一・二四

平均 一・八七三 一・六二八 一・六二三

備考 本表は大藏省理財局編纂大正六年四月調『資金融通事項参考書』に據る。(四三頁四八―五一頁)

右表に示すが如く、明治二十六年より大正五年に至る二十四ヶ年間に於ける日本銀行割引日歩の各年平均率の總平均は一錢八厘七毛三絲なるに對して、東京市中當座預金日歩の最高率の同期間に於ける平均は一錢六厘一毛八絲にして二厘五毛五絲の下鞘を示せり。又、最高定期預金利子歩合の平均も一錢六厘二毛三絲に過ぎざれば、日本銀行の割引歩合に對して平均二厘五毛の開きを維持せるなり。加之、各年度の歩合を比較するに、二十四ヶ年中に於て當座預金利子の最高率が日本銀行の割引歩合を超過せしことは僅かに明治三十二年、明治四十四年及び大正元年の三回にして、兩者が同率なりしこと大正二年の一回、他の年度に於ては東京市の當座

預金最高日歩は常に日本銀行割引歩合の各年平均の下位を保てり。殊に、茲に比較せるは日銀割引歩合の各年平均と當座預金の最高日歩に外ならずして、若し之に反して、當座預金利子の各年平均を以て日銀歩合の各年平均と對照せしめなば、前者が後者に對して更に著しき下鞘を呈せるを明かにするを得ることを忘却せざる可からず。従つて上記の例外即ち明治三十二年、明治四十四年並に大正元年の三年度に於て當座預金日歩が日銀割引歩合に超過せることも單に一時的現象に外ならざるを記憶するを要す。例へば、大正元年には日銀平均歩合の一錢六厘三毛に對して當座預金日歩の最高率は一錢八厘に達せるも、それは同年十一月に於てのみ行はれたる歩合にして、同年中の當座預金日歩の平均は僅かに八厘六毛に過ぎざるなり。加之、假りに同年中の各月に行はれたる最高當座預金日歩の

平均を取るも、尙ほ當座預金利子が日銀割引日歩に對して下鞘を維持せるを知る。如何となれば、同年十一月の最高日歩は上述の如く一錢八厘にして、十二月の最高日歩も亦一錢七厘に上りたれども、一月より十月に至る十ヶ月間に於ける各月の最高率は僅々一錢五厘なりしが故に同年に於ける東京市當座預金各月最高率の平均は一錢五厘四毛一絲に過ぎざるを以てなり。

又、日銀歩合と東京市定期預金最高利子の比較に就きて云ふも同じく、後者が前者に超過せしは僅かに明治三十二年及び明治三十六年の二回にして、他の年度に於ては後者は常に前者に對して常に若干の下鞘を維持せり。

斯くの如く、市中銀行の預金利子は中央銀行の割引歩合よりも常に低位を保つ傾向を有するものなるが、吾人は同時に中央銀行の割引歩合が財界に恐慌の突發せし場合を除き、常に低

く定めらるゝものなること記憶せざる可からず中央銀行の割引歩合が低位に定めらるゝは(一)中央銀行が財界の指導者として金融の調節を計り、銀行の銀行として金利の暴騰を抑制す可き職責上、事情の許す範圍内に於て出來得る限り市中銀行に對して低率なる歩合を以て割引を行ふものなる(二)金融界の重鎮たる其地位よりして絶體に安全なる割引又は貸付の請求のみに應ずる方針を採れるが爲めに、取引先より高率の保険料を徴收するの必要なき以外に(三)中央銀行は資金を創造し得る地位に立てるを以てなり。抑も中央銀行の紙幣發行は正貨準備に對して行はるゝものと所謂保證準備に對して行はるゝものと二種に分類することを得るなり。此中正貨を引換準備として紙幣を發行するは夫れ自身に於て中央銀行に對して殆んど何等の利益を齎らすものに非ず。勿論、發行せる兌換券を貸

付けて相當の利子を收むるを得るも、此利子は紙幣を態々發行せずとも其の引換準備として死藏せる正貨其物を貸與せば之を收得するを得るなり。尤も紙幣の一部は常に流通中紛失、焼失又流失されつゝあるを以て、中央銀行が一定額の紙幣を發行する毎に、其の一部分は永久に回收せらるゝことなきものと看做し得るが故に、發券銀行は正貨準備に對して發行する紙幣に就きても夫れ自身に於て若干の利益を收むるものなりと云ひ得るが如し。然りと雖も此利益は紙幣の製造費に依りて相殺せらるゝと看做し得ざるに非ず。

斯くの如く、正貨準備に對する紙幣の發行は其自體に於て殆んど何等の利潤を中央銀行に齎するものに非ざれど、保證準備に對する紙幣の發行は莫大の利益を生ずることあり。蓋し保證準備に對して發行せられたる紙幣は二重の收入

を中央銀行に與ふるなり、如何となれば、中央銀行は一方に於て發行せる紙幣を貸付けて利子を受くると同時に、他方に於て保證準備として用ひたる公債證書、株券、社債券、商業手形等よりも利子を收得するを以てなり。各國の中央銀行は此保證發行の特權に對して政府より種々の負擔を課せらるゝを慣例とせり。而かも、概して此負擔は上記の特權より生ずる特種の利益に比して輕微なり。例へば、我日本銀行は一億二千萬圓を限度とする保證發行の特權に對して(一)二千二百萬圓を無利息にて、政府に貸上げ(二)實際の發行額より此二千二百萬圓の貸上金を控除せる殘額に對して一ヶ年千分の十二半の發行税を納め、(三)橫濱正金銀行に年利二分を以て爲替資金を貸付け、(四)無手数料にて國庫金を取扱ふの義務を負へり。されど、一方に於て日本銀行は巨額に上る無利子の政府預金を有

するを以て、此等の負擔は日本銀行の苦痛となるものに非ずして、結局同銀行は年一分二厘五毛の發行税を支拂はゞ九千八百萬圓の兌換券をば保證準備に對して發行するを得るなり。換言すれば、此巨額の資金は日本銀行に取りては年一分二厘五毛の失費にて自由に利用し得るものなりとす。されば、假りに同銀行が之を市中銀行に貸付くるに當りて手数料として一分、保險料として七厘五毛を徴收する以外に、一分の利益を見込むとするも、年四分にて貸出すことを得るなり。是れ中央銀行が割引歩合を低利に維持し能ふ所以なりとす。

加之、上文に於て正貨準備に對する紙幣發行は夫れ自身に於て何等の利益を發券銀行に與ふものに非ざる所以を説述したるが、我日本銀行の如く比較的巨額の政府預金を有する發券銀行に在りては、正貨を引換準備とせる發行は利子

歩合の低下に對して密接なる關係を有するものなることを看過す可からず。例へば本年七月十七日の『官報』にて發表せる日本銀行營業週報に據れば、本年七月十三日に於ける同行の兌換券發行額は七億〇六百〇九萬圓餘に上りしが、同行は如何なる引換準備を置きて此巨額の銀行券を發行せしか。日本銀行の發行する兌換券に對しては常に同額の正貨又は有價證券の引換準備せざるを得ず。而して、此目的に使用する正貨又は有價證券が同銀行の所有物たらざる可からざるは勿論なり。然るに同行の拂込資本金は三千七百五十萬圓にして、積立金及び其他株主に屬する勘定は三千九百三十七萬圓餘なれば、同行の自己資本は合計七千六百八十七萬圓に過ぎず。更に之に他の銀行若しくは個人の預金三千二百八十六萬圓を加ふるも、僅かに一億〇九百七十三萬圓に上るのみなり。而して此一億圓の

自己資本並に民間預金を以て購入せし正貨又は有價證券の全部を擧げて引換準備として利用するも、七億圓に上る兌換券を發行すること能はざるは明かなり。然らば、其差額六億圓に對する正貨又は保證準備は如何にして調へたるものなるか。曰く、政府預金即ち是れなりとす。上記日銀營業報告に表示せられたる政府に對する同行の貸借勘定を抜萃せば左の如し。

政府に對する債務	
政府預金	七〇七、三三七、四八五、一一四
國債元利支拂基金	三二、五二五、八三五、一三六
國債募集上納未済高	九、七六一、五五〇
合 計	七三九、八七三、〇八一、八〇〇
政府に對する債權	
政府法定貸金	二二、〇〇〇、〇〇〇、〇〇〇
政府假納金	九八四、八八七、〇三〇
合 計	二二、九八四、八八七、〇三〇

斯くの如く、日本銀行の政府に對する債務は七億三千九百八十七萬圓にして、債權は僅かに二千二百九十八萬圓なるを以て、其差額約七億

千七百萬圓は日銀に對する政府預金勘定の帳尻なりとす。此預金の一部は何時政府の引出す所となるやも知れ難きものなるを以て、日銀が其總額を兌換發行の目的に利用するを得ざるは茲に喋々するを要せず。されど、吾人が上文に於て試みたる計算に據れば、七億千七百萬圓に上る政府預金の内無量六億圓は此目的に使用せられたりと看做すことを得るが如し。勿論、此方法に依りて發行せる銀行券の全部が利付貸付に利用せらるに非ず。一部分は政府の支拂命令に基づく拂渡に用ひられ、又一部分は地金の買入に使用さるゝなり。されど、縱令其内一少部分なりとも民間に對する貸出に用ひらるゝとせば、日銀は夫れより生ずる利子の大部分を純利として收得するを得るものなりとす。如何となれば、其兌換券は概ね無利子の政府預金を以て購入せる地金を引換準備とせるものにして、且つ

保證發行ならざるが故に一分二厘五毛の發行税を納むるを要せざればなり。是れ即ち日銀が其割引歩合を低位に維持し能ふ第二の理由なりとす。

更に資金の需用、俄然激増して金融の逼迫を誘致せんか、市場に於ける割引歩合及び貸付歩合は奔騰することあり。是れ吾人が往々月末並に年末に於て、且つ企業熱又は投機熱の盛んなるときに於て目撃するの現象なりとす。而して割引歩合及び貸付歩合の騰貴が一時的現象に非ずして、多少永續するの傾向を示さんか、預金利子も亦自ら夫れに連れて引上げらるゝの性質を有せるも、我日本銀行の如く制限外發行の特権を與へられたる發券銀行は此制度を利用して金融界の窮迫を緩和す可ければ、市場割引及貸付歩合奔騰の氣勢挫折され、且つ之を通じて預金利子歩合の引上も沮止せらるゝこと尠から

以上説述せる事情に基き、預金利子歩合は中央銀行の割引歩合に依りて制限せらるゝものなりとす。(第三節未完)

### 經濟時事評論

安 川 貞 二

米價調節の理由如何 昨年以來我國民の常食たる米穀代價の騰貴するや世論は囂々として此が調節の急務を説き、政府亦其必要を認めて此が爲めに各種の政策を連發し爾來全く此が爲めに忙殺せられてゐる有様である。我國に於て一時米價調節の必要の存したことは疑ない所であるけれども而も世論が今日尙米價の調節を以て必要缺く可からざる所なりとし、仲小路大臣の如き亦大言となつて此に没頭してゐるに到つて

は吾人此に對し多少の疑なき能はざるものである。今同米價問題を論ずる者は直ちに「米價調節の必要なるに就ては今日何人も異論のなき所」となし以て調節の必要を自明の前提となすの常である。而して其の理由に就ては何等示す所がない。斯くの如きは是れ彼等が米價の絶對數の騰貴を以て直ちに生活難の原因なりと速斷なすに基くものであつて決して正鵠を得たるものと云ふことは出來ない。誠に吾人の知る限りに於て眞實米價調節の根據を統計上又は學理的基礎に基きて説明を下したるものあるを知らない。果して米價調節の必要はしかくアプリアリのものとして取扱つて差支へないものであらうか吾人は之を肯定するに苦しむものである。是吾人として本文を草せしむるに到つた主たる動機である。尤も此點に就ては吾人は既に本誌六月號に於て一般物價騰貴と生活難との關係を論ずる

に際して今日大多數の人士に生活難の存在せざる理由を述べたが其後の事實は幸にして我輩の此の所論を裏書しつゝあるものゝやうである。然るに世論は今日尙米價の調節策を宛も一大事の如く絶叫して已まないものである。然り而して既に上述の如く所論の前提に於て異なる以上は今日の米價の昂騰に對する對策も亦自ら異なるざるを得ないのである。而して是等二點は正に余輩が本論に於て説かんとする主旨をなすものである。而して是れ實に此の論じ盡くされたるの觀ある古き問題を新たに捕へた所以である。政府調節策の失敗 昨年米價の騰貴以來我政府の試みたる此が調節策は可成の多數に上ぼつてゐる。今試みに其主なるものを擧げんか、かの有名なる暴利取締令を始めとして定期標準米の格下げ、米穀輸出の禁止、定期取引に於ける當中限取引の停止、農民の賣借を戒告する件に